

財務省告示第三百二十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十六年六月二十一日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十六年七月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項の適	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格
利付国庫債券（十年）（第二百六十回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）	附則第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金資金運用基金に寄託された資金に	よる引受け	額面金額で二千七百二十九億円	二千七百四十九億七千四百四	万円
							五万円		
							振替法の規定による振替口座簿		
							の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものと		
							する。		
							平成十六年六月二十一日		
							額面金額百円につき百円七十六		

十一

利率の経過
の過利子
払込み

年一・六パーセント
年金資金運用基金理事長は、払
込金額に加えて、次の算式により
算出した金額を第十八号に規定
する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.6}{100} \times \frac{1}{365}$$

十三

初期利子

平成十六年十二月二十日を
支払期とし、次の算式により
算出した金額を支払う。ただし、
支払期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期以後
の利子

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払い期とし、各支払期にお
いて、その日以前六箇月に属す
る利子を支払う。
平成十六年六月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

十五
十六
十七
十八

償還金額
償還金額
元利支
払場所
払込期日

平成十六年六月二十一日